

第2号様式(第10条関係)

令和 8年 4月24日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 大田守

令和7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 大田守

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	16,220	
研 修 費		
広聴広報費	250,800	
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	46,360	
事 務 所 費	557,751	
事 務 費	373,028	
人 件 費	363,600	
合 計	1,607,759	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 192,241 円

視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年 月 日	令和7年10月20日～10月21日			
場 所	伊是名村・伊平屋村			
相 手 方	伊是名村・伊平屋村役場			
目 的	離島の教育・情報・交通・経済格差の状況視察			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	10/20(月)	11:30～12:30	伊是名村役場	教育・情報・交通・経済格差
	10/20(月)	16:40～17:30	伊平屋村役場	教育・情報・交通・経済格差
	10/21(火)	9:00～12:00	伊平屋村	養殖場施設・酒造所視察
	10/21(火)	14:30	運天港到着	
内容	別紙参照			
成果及び所見	別紙参照			
備 考				

経費区分(調査研究費)

- ・交通費(フェリー)環境協力税:運天港～伊是名村～伊平屋村
- ・用務日程:令和7年10月20日(月)～21日(火)
- ・場所:伊是名村 / 伊平屋村
- ・用務内容:別紙視察調査報告書の通り
- ・充当割合:10/10(説明:政務活動 視察調査に利用の為)

フェリーいぜな 高円

運天 ⇄ 伊是名 往復券 領収証

7.10.20 日 様

大人 税込3,500円 伊是名

登録番号:T180002005319

運天発 No.030763

No 036073

領収書(納税義務者用)

環境協力税額 100円

上記金額を領収いたしました。

領収年月日 **7.10.20**

沖縄県伊是名村長 印

この税は、伊是名村の環境の美化・保全に使います。有り難うございました。

No.070077

OKINAWA
IHEYA ISLAND

運天 ⇄ 伊平屋 往復券 領収証

大人



伊平屋村 伊平屋村 伊平屋村

大田 様

¥4,720 本等の払い戻しは致しません。お粉砕は両方不可。おめてお買い下さい。
(消費税+環境協力税10%) T7-8000-2000-1849

07.10.20 伊平屋村 観光交通課 伊平屋村 観光交通課

令和 年 月 日

No 011651

領収証(納税義務者用)

環境協力税額 100円

上記金額を領収いたしました。

領収年月日 **07.10.20**

沖縄県伊平屋村長 伊平屋村 印

この税は、環境美化・保全及び観光施設の維持整備に使います。
誠に有り難うございました。

参考様式－①

経費区分(調査研究費)

- ・宿泊費
- ・用務日程: 令和7年10月20日(月)～21日(火)
- ・場 所 : 伊平屋村
- ・用務内容: 別紙視察調査報告書の通り
- ・充当割合: 10/10(説明: 政務調査研究活動に利用の為)

領 収 証 様 No. 201

金額

				7	7	3	0	0	
--	--	--	--	---	---	---	---	---	--

内 訳

現金

小 切 手

手 形

但 宿 料

2025 年 10 月 20 日

上記正に領収いたしました

消費税額等(0 %) 0

消費税額等(0 %) 0

松 金 ホ テ

〒905-0703 沖縄県島尻郡伊平屋村字我喜屋

登録番号 T4810177700402

収入印紙

伊是名村・伊平屋村視察報告

本報告は運天港から伊是名島、伊平屋島を視察した結果を、現地の実情と課題、ならびに現場で得られた意見交換を踏まえて整理し報告します。

概要

視察対象：伊是名村、伊平屋村 主な観察点：人口動態、産業構造、交通インフラ、情報通信環境、観光動線、養殖場の老朽化 共通認識：両村とも 1955 年をピークに急速な人口減少と少子高齢化が進行している。情報格差、交通格差、経済格差、教育格差が根底にあり、これらの解消が地域再生の鍵である。

現地の状況(要点)

伊是名村

- ・ 構成：有人の伊是名島と周辺の無人島群。
- ・ 集落：伊是名区、仲田区、諸見区、内花区、勢理客区。仲田が行政の中心。
- ・ 人口：1955 年に 5,689 人を記録したが現在は約 1,332 人。
- ・ 産業構造：農林水産、建設、公務教育に偏重し約 73%を占める。
- ・ 観光：流動人口が少ない。

伊平屋村

- ・ 構成：伊平屋島と野甫島の二島。新野甫大橋で連結。
- ・ 集落：田名、前泊、我喜屋、島尻、野甫の 5 集落。
- ・ 人口：1955 年に 4,008 人を記録したが現在は約 1,126 人。
- ・ 産業構造：農林水産、建設、公務教育に偏重し約 70%を占める。
- ・ 観光：流動人口が少なく観光収益が限定的。
- ・ 緊急課題：養殖場の老朽化対策が喫緊の要請。

共通課題の整理

- ・ 人口減少と少子高齢化：将来的な居住人口の急減が AI 推計で示されている。伊平屋は 35 年後に約 500 人、伊是名は 50 年後に約 500 人の推計が示されている。

- 産業の偏り: 一次産業と公共部門への依存が高く、雇用の多様化が進んでいない。
- 交通の脆弱性: 定期船の運航体制が限られ、天候による運行変更で往来に大きな影響が出る。視察時も運航ルートが変更され、交通格差を実感した。
- 情報・教育格差: 高速大容量通信網の未整備が企業誘致や遠隔教育の阻害要因となっている。
- 観光資源の未活用: 景観や島固有の魅力はあるが、来訪者を継続的に呼び込む仕組みが不足している。

現地での意見交換から得た示唆

- 両村の住民、行政担当者ともに交通改善と情報通信基盤の強化を最優先課題と認識している。
- 架橋計画はあるが、住民間の往来だけでは経済効果が限定的であり、観光客や外部需要を取り込む施策が必要である。
- 民間活力を活用した新たな往来手段や観光コンテンツへの期待が高い。

提言(優先度付き)

1. 交通インフラの再編と強化(最優先)

- フェリー運航の統合と大型化: 両村が運航する小型船を統合し、運航効率を高める。運賃軽減と運行安定化を図る。
- 高速艇の導入: 所要時間短縮で往来の利便性を向上させ、観光客の回遊を促進する。
- 代替手段の整備: 天候による欠航時の代替輸送計画を明確化する。緊急時の医療搬送や物資輸送の優先ルートを確保する。

2. 観光戦略の再構築と民間連携

- ロープウェイ等の新規観光インフラ検討: 技術的に可能であり、景観を活かした観光動線で来訪者を呼び込む。民間資本を活用したPFI方式の導入を検討する。
- 体験型観光と滞在型コンテンツの開発: 漁業体験、島文化体験、エコツーリズムを組み合わせたパッケージ化で滞在時間と消費を増やす。
- プロモーション強化: デジタルマーケティングと連動したターゲット施策で首都圏や近隣観光圏からの誘客を図る。

3. 情報通信基盤と教育の充実

- 5G 等の大容量通信網整備：情報格差を解消し、リモートワークや IT 企業誘致の基盤を作る。
- 遠隔教育の導入支援：通信制高校やオンライン講座を活用し、若年層の学びの機会を確保する。学習拠点の整備と奨学支援を組み合わせる。
- 地域内デジタルハブの設置：コワーキングスペースや起業支援拠点を設け、若年層や U ターン者の受け皿を作る。

4. 産業多角化と雇用創出

- IT 系企業の誘致と創業支援：通信基盤を活かし、リモートワーク拠点やサテライトオフィスを誘致する。成功事例を参考にしたインセンティブ設計を行う。
- 水産業の付加価値化：養殖の近代化、ブランド化、加工・流通の強化で収益性を高める。
- 観光と一次産業の連携：地産地消や観光土産の開発で地域内循環を促進する。

5. 養殖場の老朽化対策（緊急対応）

- 早期の国への要請：伊平屋島の養殖場は喫緊の課題であり、県を通じて国への早期支援要請を行うこと。
- 安全対策と更新計画：老朽施設の点検、補修、更新計画を速やかに策定し、資金調達の道筋を明確にする。

実行計画（短期・中期・長期）

- 短期（1 年以内）
 - 養殖場の緊急点検と国への支援要請。
 - フェリー運航の見直し協議と代替運航計画の策定。
 - 5G 整備に向けた調査と事業計画の作成。
- 中期（1～5 年）
 - フェリー統合と高速艇導入の実施。
 - デジタルハブ設置と遠隔教育プログラムの導入。
 - 観光インフラの実証事業としてロープウェイ等の可能性調査と小規模試験導入。
- 長期（5 年以上）
 - 産業多角化による雇用創出と定住促進。

- 観光とITを軸にした地域経済の再構築。
- 持続可能な人口維持に向けた総合戦略の定着。

リスクと留意点

- ・ 財源確保の難しさ: インフラ整備や通信網導入には相応の財源が必要であり、国・県・民間の連携が不可欠である。
- ・ 住民合意の形成: 架橋や大型観光インフラは住民の生活環境に影響を与えるため、丁寧な合意形成が必要である。
- ・ 環境保全: 観光開発や養殖の拡大は環境負荷を伴うため、持続可能性を担保する設計が求められる。

まとめ

伊是名村と伊平屋村は、豊かな自然と独自の地域資源を有する一方で、人口減少、産業偏重、交通と情報の脆弱性という共通の課題を抱えている。視察で得られた現場の声は明確である。「何もしない」選択は衰退の加速を意味し、「挑戦する」選択は地域の再生と新たな可能性を拓く。まずは養殖場の緊急対策と交通の安定化、並行して通信基盤の整備を進めることが、短期的な安全確保と中長期的な産業・人口再生の両面で最も効果的である。行政は県と国、民間事業者、住民を結ぶ実行体制を早急に構築することを強く推奨する。

以上。

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

廣聽廣報費

[illegible]

経費区分(広聴広報費)

- ・広聴広報費:議会活動報告だよりVol 2
- ・充当割合:10/10(説明:政務活動に利用の為)
- ・充当金額:250,800円

領 収 証

納品 令和 年 月 日
請求 令和 年 月 日

様

合同会社 金城印刷

代表社員 金城

〒901-0361 沖縄県糸満市字
電話 (098) 994
FAX (098) 995
登録番号: T83600030

下記の通り領収致しました。

合計金額 (税込) 円		〒901-0361 沖縄県糸満市字 電話 (098) 994 FAX (098) 995 登録番号: T83600030									
品 名		規格	数量	単価	金 額						
糸満市議会		A3	500部			22	800				
						</					

* 毎度有難うございます。

受領印	
-----	--

海銀 支店 (普)
沖銀 支店 (普)

広報紙充当可能割合確認票

議員名

大田 守

広報紙名	紙面割合
議会活動 報告だよりVol.2	●全体面積: $297\text{cm} \times 21\text{cm} \times 4\text{面} = 24948\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 24948\text{cm}^2) = 1 \div 100/100$以下

統一様式一①

經費區分別支出一覽表

經費區分

資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/9	書籍代「子どもの貧困連鎖」「鋼のメンタル」「日本で一番大切にしたい会社1・2」	770	全額	770
9/4	書籍代「希望の一滴」「政治資金法違反事例集Ⅲ」「政治資金規正法」	8,470	全額	8,470
10/12	書籍代「中高時代に読む本」	220	全額	220
3/25	新聞購読料 琉球新報(R7年4月～R8年3月までの合計)	36,900	全額	36,900
資料購入費 充当合計				46,360

参考様式一①

経費区分（資料購入費）

・書籍代 1,215 円 レジ袋代 5 円 親書 440 円 合計 770 円 充当額全額 770 円

・「日本で一番大切にしたい会社（1・3）」

「日本でいちばん大切にしたい会社」は、株主だけでなく、従業員とその家族、外注先・仕入れ先、顧客、地域社会の5者をはじめ、人を大切にし、人の幸せを実現する行動を継続して実践することで持続性のある地域経済を作る。

中小企業比率が高く、地域密着型経済が中心 → 「5者を大切にする経営」は地域経済の底上げに直結。

観光産業の労働集約性が高く、人材定着が最大の課題 → 従業員と家族を大切にする企業は生産性が上がり、離職率が下がる。

地域社会との共生がブランド価値になる → 沖縄の文化・自然・地域コミュニティとの協働は観光価値を高める。（説明 地域経済活性化に利用のため）

・「鋼のメンタル」

マスコミ、ネットで激しいバッシングを受けても、へこたれず我が道を行く「鋼のメンタル」は、どのように形成されたのか。様々な事態になっても再建できる人材を育てる教育につなげる。（説明 教育政策利用のため）

・「子どもの貧困連鎖」

公衆トイレで寝泊まりする女子高生。朝食を求め保健室に列をなす小学生。車上生活を送る保育園児等。日本の子どもの6人に1人（沖縄は3人に1人）が貧困状態にある。これは「構造的貧困と世代間連鎖による生存権・教育権・発達権の侵害」にあたる。今必要なものは命を守る即時支援（住まい・食・安全）、スタートラインを揃える教育・学習支援親の経済基盤を底上げする所得・雇用政策、心のケアと孤立防止、地域・行政・NPO・企業が一体となる仕組み、データに基づき、継続的に改善する仕組みの政策が必要

（説明 福祉政策活用のため）

領 収 証

大 田 幸 様

¥1,215-

（税 110円を含みます）

2025年04月09日（水）上記正に領収いたしました

那覇市赤嶺 2-1-7

TEL 098-840-1292

登録事業者番号 T7021001056329

10447-02-0000

資料購入費
領収証明細

2025/04/09(水)18:20 (10447,02)
新書

鋼のメンタル ¥1,215
子どもの貧困連鎖 ¥220
日本で一番大切にしたい会社(3) ¥220

日本で一番大切にしたい会社 ¥220

レジ袋 ¥5

合計点数 9

小計 ¥1,215

内税対象額(10%) ¥1,215

内税(10%) ¥110

合 計 ¥1,215

お預り ¥1,215

お釣り ¥0

担当者: 06950

登録事業者番号: T7021001056329



010447250409011020070640

經費区分（資料購入費）

書籍代 8,470 円 合計 8,470 円 充当額全額 8,470 円

「希望の一滴」

紛争地支援の優先順位を「治安 → 開発」から「開発 → 治安」へ転換する。（生活基盤が整えば、武装化のインセンティブが消える。治安部隊を増やすより、農地・水・雇用を整える方が効果高い。）

インフラ整備を「平和構築政策」の中心に据える。（水路、灌漑、農地回復は、最も安定した平和政策。国連や各国政府は、軍事支援よりもこうした事業に予算を振り向ける。）地域住民が維持できる技術・組織を育てる。（外国人が去っても続く仕組みを作ることが、政策の成功条件。）

人間安全保障を国家政策の中心に置く「国家の安全」ではなく「人間の安全」を守る。これは日本が国際社会で強みを発揮できる分野「平和は軍事力ではなく生活の安定から生まれる」以上のことから平和教育につなげることができた。（説明 平和教育への活用のため）

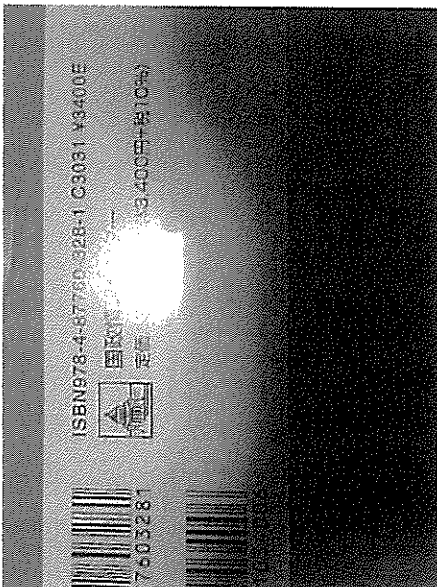
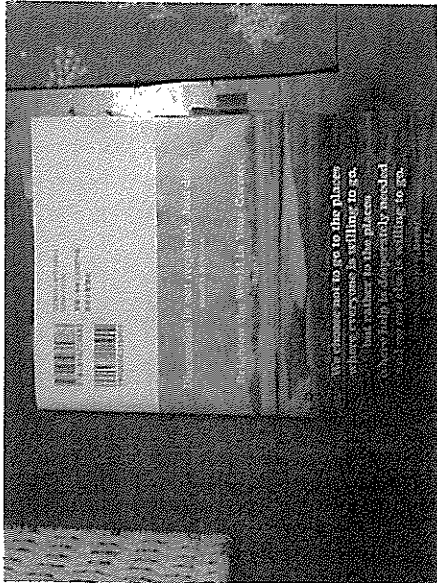
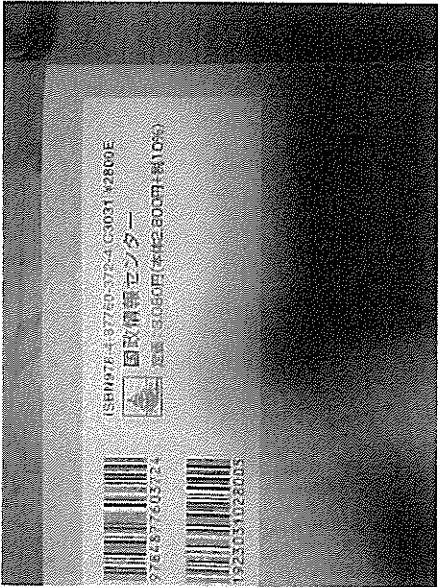
- ・「政治資金法違反 事例集Ⅲ」
- ・「政治資金規制法」

公開討論会で資金透明性を議論し全てを公表、若手政治家向け倫理教育、民参加型の監視プラットフォーム、政党助成金の使途公開の高度化が必要で政治資金の問題は「制度」よりも「文化」が根深い。そのため透明性を“政治的コスト”ではなく“政治的競争力”に変える政策が必要（説明 政治資金の透明化で議会の活性化を図るため）

領 収 証		No.	
		年 月 日	
印 紙	金 額	税 別 金 額	
	使 用	金 額	
上記の通り領収しました。		金 額	
納付金額		金 額	
〒900-0013 沖縄県那覇市牧志1-19-29		D-naha B1F~3F	
ジュンク堂書店 那 覇 店		印 紙	
TEL (098) 860-7175		印 紙	
FAX (098) 860-7176		印 紙	
全額現金で支払われました。		印 紙	
株式会社 丸善ジュンク堂書店		印 紙	

資料購入費

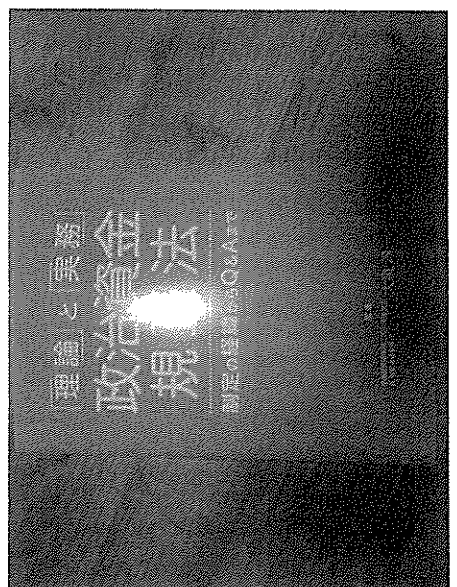
3,080円



3080 + 390 + 1650
= 8970円

→ 1650円

合計 8,990円



390円

参考様式—①

経費区分（資料購入費）

書籍代 1,875 円 レジ袋代—5 円新書—220 円単行本—1,430 円 合計 220 円

充当額全額 220 円

・「中高時代に読む本」

「多様な生き方に触れる読書」を、キャリア教育・探究学習・心のケアの基盤にする。中高生は、将来への不安、自己肯定感の揺らぎ、周囲との比較、進路選択の迷いを抱えやすい時期です。そのとき、本は“静かな対話相手”として、本人のペースで寄り添い、視野を広げ、選択肢を増やす力を持つ。これを学校教育の中で戦略的に活かす政策が必要（説明 教育行政への活用のため）

領 収 証

大 田 淳 様

¥ 1,875-

(税 170円 (5%))

2025年10月12日(日) 上記正に領収いたしました

B0那覇小禄店
那覇市赤嶺 2-1-7
TEL 098-840-1292
登録事業者番号 T702 1056329

10447-02

領収証明細

2025/10/12(日)18:05 (10447-02)
77-10447-02(1) ¥550
単行本 ¥220 × 4 ¥880
中高時代に読む本50 ¥220
新書 ¥110 × 2 ¥220
レジ袋 ¥5
合計点数 9
小計 ¥1,875
内税対象額(10%) ¥1,875
内税(10%) ¥175
合 計 ¥1,875
お預り ¥2,000
お釣り ¥125
担当者: キシモト 1 02985
登録事業者番号: T7021001056329



新規アプリ会員登録・ログインで

100 ポイント
プレゼント

詳しく知りたい方は、
QRを読み込めばWEBで検索！
ブックオフアプリ

経費区分(資料購入費)

- ・新聞(琉球新報)購読料
- ・充当割合:10/10(説明:政務活動に利用の為)

証 收 領

様

No.

金額

但

内 訳

稅拔金額

消費稅額(%)

稅拔金額

消費稅額(%)

環球新報社米須販賣店

新垣久美

攜帶

〒901-0335 糸満市宮米須267番地

大德堂

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/15	事務所家賃(R7年4月、5月、、6月)として	105,000	9/10	94,500
7/25	事務所家賃(R7年7月、8月、9月)として	105,000	9/10	94,500
10/30	事務所家賃(R7年10月、11月、12月)として	105,000	9/10	94,500
1/29	事務所家賃(R8年1月、2月、3月)として	105,000	9/10	94,500
5/10	事務所看板設置費	123,000	9/10	110,700
毎月払	令和7年5月から令和8年2月までの水道料金	28,582	9/10	25,723
毎月払	駐車場料金(月5,000円 令和7年8月から令和8年3月)	40,000	9/10	36,000
5/27	電気料金	3,033	9/10	2,729
7/29	電気料金	5,111	9/10	4,599
事務所費 充当合計				557,751

- ・事務所家賃費
- ・充当割合：9/10（説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分）
- ・充当金額：94,500円（4月～6月分）

領収証

様 No. _____

金額	¥ 105,000
----	-----------

内 訳

現金 _____ 但し 事務所家賃費 4月～6月分

小切手 _____

手形 _____

消費税額等(%) _____

2025年5月15日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-390

- ・事務所家賃費
- ・充当割合：9/10（説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分）
- ・充当金額：94,500円（7月～9月分）

様 No. _____

金額	¥ 105,000
----	-----------

内 訳

現金 _____ 但し 7月～9月分

小切手 _____

手形 _____

消費税額等(%) _____

2025年7月25日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-92

- ・事務所家賃費
- ・充当割合：9/10（説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分）
- ・充当金額：94,500円（10月～12月分）

領 収 証

様

No. _____

金額

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但

年 月 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ケ-02

- ・事務所家賃費
- ・充当割合：9/10（説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分）
- ・充当金額：94,500円（1月～3月分）

領 収 証

様

No. _____

金額

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但

年 月 日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ケ-02

事 務 所 概 要 申 告 票

議員名 大田守

1. 物件の所在

住所	糸満市糸満989番地の11玉城アパートA-1	
電話番号		

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここままで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☒ 賃借事務所
・賃貸借契約先 [☐]
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☒ 議員と生計別

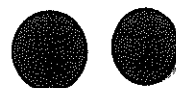
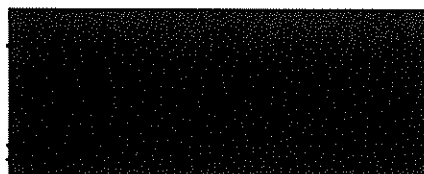
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 大田守



賃借人 氏名

住所



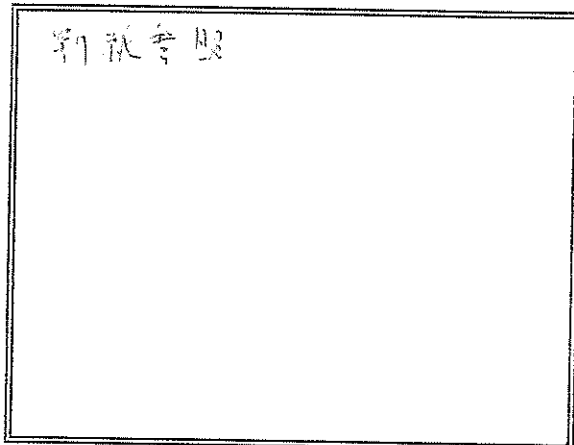
事務所費充当状況申告票

議員名 大田守

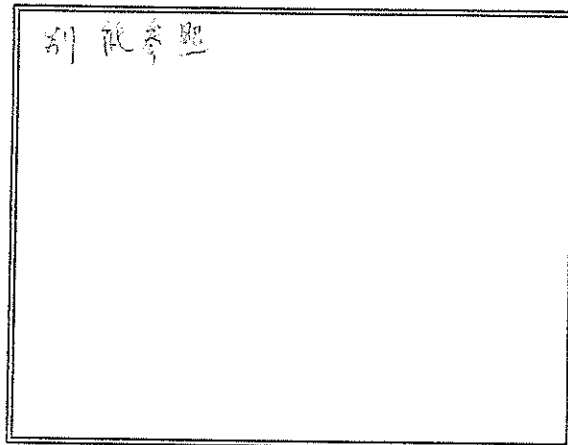
1. 事務所の状況

住所	糸満市糸満989番地の11玉城アパートA-1
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明：

月に1回程度 後援金等補助に使用予定

議員活動の事務や陳情・行政への相談として使用

(関係経費)

家賃(月額)	35,000 円
その他	円
	円

(充当額)

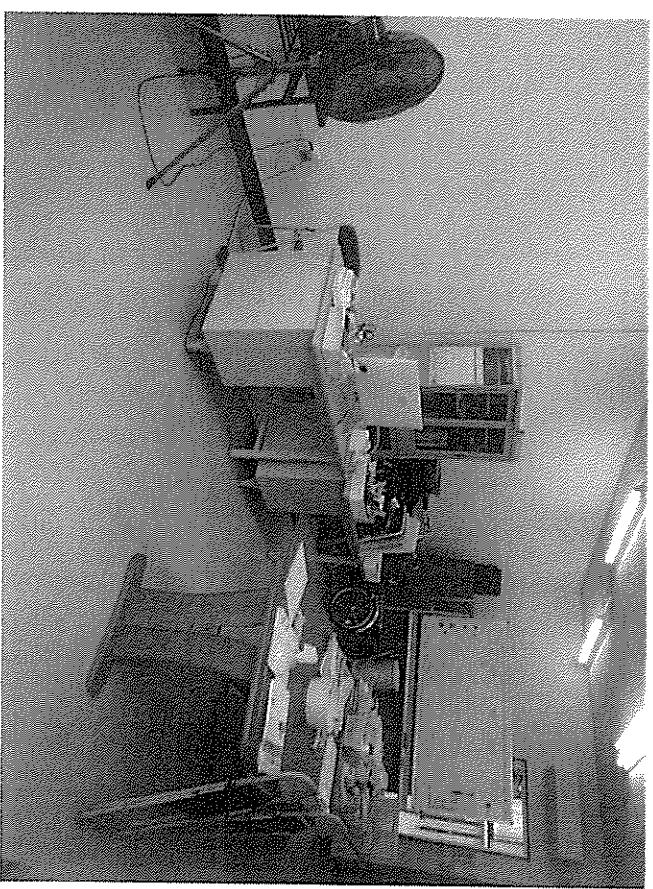
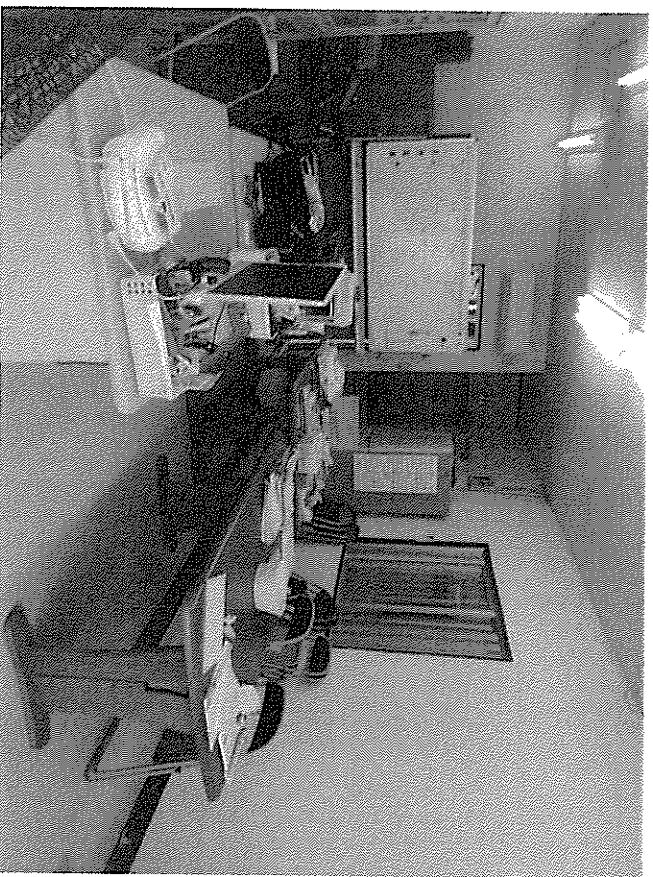
家賃(月額)	31,500 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 大田守



事務所費



定期建物賃貸借契約書(事務所)

(名称)

賃貸人

賃借人 大田 守

期間 令和7年1月5日から令和9年12月31日までこのたび賃貸人
と賃借人 大田 守は次の通り定期建物賃貸事務所契約を締結した。その証としてこの契約書式通を作成し、記名押印の上各自一通を所持する。

第1条 目的貸室の表示

賃貸人は、その所有する次の表示する貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。 貸室の所在 〒901-0361 糸満市字糸満 989 番地の 11
貸室の所在場所 糸満市字糸満989番地の 11 玉城アパート A-1

第2条 賃貸借期間・契約の終了

1. 賃貸借の期間は、令和7年1月5日から令和9年12月31日までとする。
2. 本契約は、契約の更新するときに、話し合いにより再契約をすることができる。

第3条 火災その他の災害による貸室の滅失

本貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催促をしないで当然消滅する。

第4条 礼金は、35,000円・賃貸料は、月 35,000円とする。

第5条 使用目的

賃借人は、貸室を 大田 守の賃貸事務所を目的として使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

第6条 修繕

賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。但し、賃借人の故意・過失又は善管注意義務違反により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。風災や物体の飛来・衝突により窓ガラス等が破損した場合は、賃借人の費用負担により、修繕を行う。

第7条 再契約

賃借人は、再契約の意向があるときは、2か月前に賃貸人にその旨伝える。

令和7年1月5日

賃貸人

住所

氏名

賃借人

住所

氏名

糸満市

大田 守

- ・事務所看板設置費
- ・充当割合：9/10（説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分）
- ・充当金額：110,700円

領 収 証

大田ビル事務所 様

令和 7 年 4 月 0 日

下記のとおり領収致しました。

★ 沖縄県屋外広告業第199号

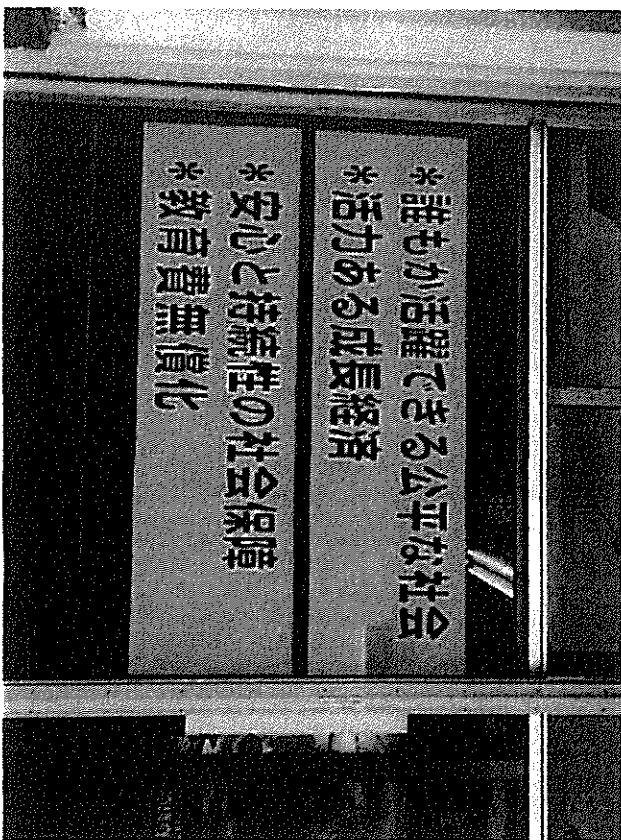
青山 TOTAL SIGN カンパニー
〒901-0305
沖縄県糸満市西崎町3丁目67番地
電 話 (098) 994-9884
FAX (098) 994-9884

合計金額 ￥ 123,000

月日	品 名	数 量	単 価	金 額	摘要
	1 壁面看板	一式		123,000	
	2 3,000×300				
	3 大田ビル事務所				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	小 計				
	消 費 税				
	合 計			123,000	

※毎度有難うございます。

経費区分（事務所費）



参考様式一①

経費区分(事務所費)

- ・事務所水道料金(令和7年5月～令和8年2月分)
- ・充当割合：9/10(説明：月に1回程度、後援会活動に利用のため按分)
- ・充当金額：25,723円 ✓
- ・納付済証明書別紙のとおり

納 付 済 証 明 書

糸満市上下水道部 糸満市水道事業登録番号:T5800020004390

水栓番号 02-670-00

氏 名 大田 守 (A-1)

給水場所 字糸満989番地の11
玉城アパートA-1号

使用水量 2 m³

ただし、令和 7 年 4 月から 令和 8 年 3 月までに
納付された上下水道料金として

内 訳

月 別	納付額	上水道料金 (内消費税別)	下水道料金 (内消費税別)	合計金額 (内消費税別)	納付年月日
令和 7 年 5 月	0	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 7 年 6 月 16 日
令和 7 年 6 月	1	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 7 年 7 月 15 日
令和 7 年 7 月	0	¥1,095	¥996	¥2,091	令和 7 年 8 月 15 日
令和 7 年 8 月	0	¥1,095	¥996	¥2,091	令和 7 年 9 月 16 日
令和 7 年 9 月	0	¥1,095	¥996	¥2,091	令和 7 年 10 月 15 日
令和 7 年 10 月	1	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 7 年 11 月 17 日
令和 7 年 11 月	0	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 7 年 12 月 15 日
令和 7 年 12 月	0	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 8 年 1 月 15 日
令和 8 年 1 月	0	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 8 年 2 月 16 日
令和 8 年 2 月	0	¥2,191	¥996	¥3,187	令和 8 年 3 月 16 日

令和7年5月～令和8年2月 合計金額 28,582円

上記のとおり、納付済であることを証明する。

令和 8 年 4 月 21 日

糸満市長 當銘真朱



駐車場賃貸借契約書

貸主 ■■■■■ (以下「甲」という。)と借主 大田守 (以下「乙」という。)
は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (目的)

甲は乙に対し、下記駐車場の専有部分 (以下「本件駐車場」という。)を、乙の事務所 (沖縄県議会議員大田守事務所) に来訪する者の自動車保管場所として使用する目的で賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所在地 糸満市糸満南組 1943-24
区画番号 1

第2条 (賃料)

賃料は月額金 5000 円とし、乙は毎月末日までに現金を支払いする。

第3条 (賃貸借期間)

1. 本契約の期間は令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間とする。
2. 前項の期間が満了する1ヶ月前までに甲または乙から相手方に対して解約の申し入れをしないときは、本契約は1年間更新されたものとし、以後も同様とする。
3. 契約期間中に解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方に対して通知するものとする。解約した月の賃料は、解約日までの日割り計算とする。

第4条 (禁止事項)

乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 本件駐車場を第三者に使用させあるいは転貸もしくは使用权を譲渡すること
2. 本件駐車場に建物その他の工作物を設置し、又は現状に変更を加えること
3. 本件駐車場の契約区画以外の場所に駐車すること
4. 本件駐車場を車両の駐車以外の目的で使用する事

5. 本件駐車場で有害、危険もしくは高音、騒音等近隣の迷惑となる行為をすること

第5条（乙の賠償義務）

乙又はその代理人、使用人、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失によって本件駐車場又はその付属施設もしくは本件駐車場に駐車中の他の車両又はその付属品等に損害を与えたときは、乙は自己の責任と負担によりその損害を賠償するものとする。

第6条（甲の免責事項）

天災地変等の不可抗力、盗難、他車両による事故等の第三者による行為、その他甲の責に帰することができない理由により乙の車両その他の物品に損害が生じた場合、甲は一切責任を負わないものとする。

第6条（解約）

1. 甲及び乙は、本契約の契約期間中であっても解約することができる。
2. 解約する場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方に対して書面で通知しなければならない。
3. 乙が前項の通知なく解約する場合は、甲に対して1ヶ月分の賃料に相当する金員を支払うものとする。

第7条（契約解除）

乙が下記の各号の一に該当するときは、甲は何らの催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを2ヶ月分滞納したとき
2. 本契約の各条項に違反したとき
3. 本件駐車場または本件駐車場の車両等に著しい損害を与えたとき

第8条（明け渡し）

本契約が期間の満了又は前条による解除によって終了したときは、乙は直ちに本件駐車場を原状に復した上で甲に明け渡し返還するものとする。

第9条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争について、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第10条（協議）

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、誠実に協議し円満解決を図るものとする。

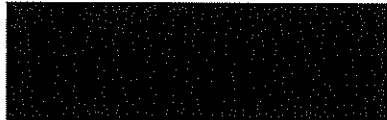
以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名の上、各自保管するものとする。

令和7年8月1日

賃貸人（甲）

住所

氏名



賃借人（乙）

住所 糸満市

氏名 大田 守



民 家

川糸湯温泉所

利車所
温泉所
大田寺

市道

市道

参考様式—①

経費区分（事務所費）

電気料金

令和7年5月分 3033 円 6月分 5111 円 合計 8144 円

充当額 9/10 2729 円 + 4599 円 = 7328 円

支払いは、延滞利息が発生いたします。

※「支払期日」を経過した場合には、その経過日数に
（0.03%）の延滞利息が発生いたします。
※「支払期日」の翌日から10日までにお支払いいた
さなければなりません。

電気料金の請求書とあわせて行います。

※お支払いの延滞利息は、お支払いの滞りによるものです。

電気料金領収証

東電電力株式会社 毎時電圧 100V/50Hz/50/60Hz
R 7 年 5 月 分 4 月 15 日 - 5 月 18 日 84 円

金額 3033

20152- 18-1-4 従量電灯 275

大田 守 様
〒100-0001 東京都千代田区千代田 9-1-1
アッピーアパート A-1
大田 守 様

支払期日(上記参照) R 7 年 6 月 18 日
金融機関取扱期限日 R 7 年 6 月 27 日まで
コンビニ取扱期限日 R 7 年 7 月 8 日まで

5,527

(A)お客さま用

電気料金領収証

東電電力株式会社 毎時電圧 100V/50Hz/50/60Hz
R 7 年 6 月 分 5 月 19 日 - 6 月 15 日 144 円

金額 5111

20152- 18-1-4 従量電灯 464

大田 守 様
〒100-0001 東京都千代田区千代田 9-1-1
アッピーアパート A-1
大田 守 様

支払期日(上記参照) R 7 年 7 月 16 日
金融機関取扱期限日 R 7 年 7 月 25 日まで
コンビニ取扱期限日 R 7 年 8 月 5 日まで

07220
5.7.29

(A)お客さま用

統一様式-①

經費區分別支出一覽表

經費區分

事務費

[illegible]

参考様式—①

経費区分 (事務費)

文具 770 円—400 円 (認印) =フックション替え芯 300 円 消費税—70 円

合計 300 円 充当額 9/10 270 円

領 収 証

No. _____

様

〒 710 0000

平成 27 年 4 月 3 日

大判コピー、ラミネート、
OA 機器、紙、各種

糸満事務

糸満市潮崎町2丁目1番14(前)

電 話 (098) 994-6222

F A X (098) 994-7410

金額

770

上記正に領収いたしました

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 認印	1		400	
2 フックション替え芯	1		300	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
小 計			700	
消 費 税			70	
合 計			770	

※ 毎度有難度う御座います。

参考様式—①

経費区分 (事務費)

参考様式—①

経費区分 (事務費)

・ 7,158 円 (郵便受け 3,480 円 — 2,980 円 鍵—698 円)

合計 3,480 円 充当額 9/10 3132 円

大田 幸 様

合 計 ¥7,158-

明細	(現金	¥7,158)	(クレジット	¥0)	(その他	¥0)	(内消費税等	¥650)
	(10%対象	¥7,158	¥650)					

但し

上記金額を正に領収いたしました。

印字面を内側に折り保管して下さい

金秀興産株式会社

カインズサンブラザ系満店Tel098-992-3955

沖縄県中頭郡西原町字小那覇494番地1 金秀商事株3階 登録番号:T4360001002749

0794-0004-8620

2025年04月25日(金) 11:50 責任者: [REDACTED]

郵便 定りと鍵
金秀興産

レシ明細書

登録番号 T4360001002749

元シート No: 8620

発行レシ No: 0004 2025年04月25日

責任者: [REDACTED]

089 ダストリー P P ¥2,980

075 タイヤル錠小 ¥698

075 スリッパアラフ ¥1,480

3点 小計 ¥7,158

合 計 ¥7,158

(含む消費税等 ¥650)

(10%対象 ¥7,158

消費税 ¥650)

現金 ¥6,000

お釣り ¥842

◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆

会員番号 XXXXXXXX06759

前回レシ 18レシ

今回レシ 32レシ

累計レシ 50レシ



01079400042504258620

店: 0794 レシ: 0004

#8621

参考様式—①

経費区分 (事務費)